

四日市市告示第 124 号

四日市市公印規則（昭和34年四日市市規則第8号）第16条の2第1項の規定により電子印を使用するので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 2 年 3 月 26 日

四日市市長 森 智 広

1 名称

- (1) 三重県四日市市長印
- (2) 三重県四日市市長職務代理者印

2 寸法

方21ミリメートル

3 印影

(1)



(2)



4 使用区分

令和2年度に交付する以下の証明書

- (1) 全部事項証明書（戸籍、除籍）
- (2) 個人事項証明書（戸籍、除籍）
- (3) 一部事項証明書（戸籍、除籍）
- (4) 受理証明書
- (5) 不受理証明書
- (6) 戸籍法第41条証書提出の証明書
- (7) 届書預り証明書
- (8) 証明書（婚姻要件具備証明書）
- (9) 独身証明書

- (10) 身分証明書
- (11) 除籍記載事項証明書
- (12) 附票の写し
- (13) 身上調査照会回答書
- (14) 斎場使用許可証
- (15) 死体火葬許可証
- (16) 死体埋葬許可証
- (17) 死体火葬許可証発行済証明書
- (18) 死体埋葬許可証発行済証明書
- (19) 死胎火葬許可証
- (20) 死胎埋葬許可証
- (21) 死胎火葬許可証発行済証明書
- (22) 死胎埋葬許可証発行済証明書
- (23) 廃棄済証明書
- (24) 謄本（除籍、原戸籍）
- (25) 抄本（除籍、原戸籍）

(市民文化部市民課)